平成 30 年 4 月 3 日

所有者不明土地等問題の解決に向けた 今後の課題等についての所見



1 相続登記の促進

所有権やその他の権利を迅速に確認するため、相続の際の登記の義務 化や相続人の負担軽減を検討いただきたい。

2 地籍調査の促進

土地の境界確定の精度向上や迅速化のため、地籍調査の促進を検討いただきたい。

3 土地情報基盤の整備

土地に関する権利や権利者を迅速に把握するため、土地や人に関する 様々な情報を連携させた土地情報基盤の整備を検討いただきたい。

4 共有地の処分の円滑化

共有地は所有者全員の同意がないと処分ができないため、分割をする ことで円滑にできる方法を検討いただきたい。

5 放棄や寄付の受け皿の確保

所有者不明土地の発生や放置を防ぐため、放棄や寄付の受け皿の確保 を検討いただきたい。

また、そのような土地についても利用の可能性を追求することによって、管理コストを補う方法を検討いただきたい。

6 当面可能な不動産鑑定士の貢献

所有者不明土地の活用に際し、収用される土地の評価、地域福利増進事業に供される土地の利用料の評価、いずれも不動産鑑定評価の手順により、適正な価値の評価を行う。

また、評価だけではなく、当該土地の価値に作用する諸要因に関する 綿密な調査や事業化に必要なアドバイザリー業務も行うことが可能であ る。

したがって、不動産鑑定士の活用促進を検討いただきたい。

以上